総務委員会会議録

平成２５年８月７日（水）
（開　会）　　１０：００
（閉　会）　　１１：１２

案　　件

１．入札制度について

【　報告事項　】

１．飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について　（中心市街地活性化推進課）
２．飯塚市自治基本条例策定委員会の経過について　（総合政策課）
３．平成２５年度職員採用試験について　（人事課）
４．第二次行財政改革大綱の策定並びに第二次行財政改革前期実施計画（案）について　（行財政改革推進課）

〇委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「入札制度について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

〇契約課長

平成２５年度建設工事の入札執行状況について、お手元に配付しております資料に基づき、ご説明いたします。

まず、資料１の「平成２５年度工事契約落札率別内訳表」のご説明をいたします。資料の１ページをお願いいたします。この資料は、平成２５年７月末現在での工事契約落札率別内訳表でございまして、設計金額が１３０万円以上の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものでございます。

左から落札率、件数、契約金額総額を記載しております。落札率を７０％未満、７０％以上８０％未満、８０％以上９０％未満といったような分類をしております。９９％以上につきましては、０．３％刻みで更に細かく分類をしております。

平成２５年度の入札件数といたしましては７月末時点で８４件、契約金額の総額は２３億２５３５万３１００円でありまして、その平均落札率は８９．３３％となっております。

次に、資料２の「平成２５年度条件付き一般競争入札実施状況」につきましてご説明いたします。２ページから４ページをお願いいたします。平成２５年度の条件付き一般競争入札の実施状況でございますが、左から工事名、工種等級等、予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。

入札につきましては、７月末現在では、２７件の一般競争入札を執行いたしましたが、その内訳といたしましては、土木一式工事が９件、建築一式工事が１８件となっております。２７件のうち、２５件が最低制限価格で応札がなされ、くじ引きにより落札者を決定したところでございます。落札率につきましては、４ページの一番下の欄に平均として記載しておりますす８５．３９％となっております。

次に、５ページをお願いいたします。この資料は、等級区分のクロスするゾーンに適用します変動型最低制限価格方式により落札者を決定する入札の実施状況でありまして、本年度は７月末現在で２件実施されております。なお、落札率につきましては、一番下の欄に平均として記載しております９１．０７％となっております。

以上、簡単ではございますが、資料の説明を終わります。

○委員長
　説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。
○兼本委員
　いま説明がありました落札率に関連して、若干お尋ねいたします。まず、ことしの３月８日付けで、国土交通省土地・建設産業局長並びに総務省自治行政局長の連名で、各都道府県知事に通知が出されております。この通知は各都道府県知事が各市町村にも徹底しなさいということで、各市町村にも来ていると思いますが、この通知はご存知ですか。
○契約課長
　お尋ねの通知の件につきましては、本年３月２７日付けで福岡県より通知があっております。その分については承知いたしております。
○兼本委員
　その通知の内容を簡単に、ごく簡単で結構ですから、どういうことに留意しなさいというような通知の内容であったか、示してください。
○契約課長
　国の日本経済再生に向けました緊急経済対策の主旨及び公共工事の入札及び契約の適正化の推進において要請した内容を踏まえまして、まず１点目でございますが、入札手続き期間の短縮・発注業務の効率化について、２点目でございますが、契約価格の適正化について、３点目でございますが、技術者の専任等に係ります取り扱いについて、４点目でございますが、地域の建設業者の受注機会の確保について、５点目でございますが、資金調達の円滑化について、６点目でございますが、就労環境の改善について、７点目でございますが、発注者協議会等の活用について、８点目でございます、資材不足等への適切な対応について、以上についての措置を講じまして、迅速かつ円滑な施工確保を図るよう要望された内容でございます。
○兼本委員
　いま言いましたように、価格についてももう少し具体的に言いますと、予定価格の適切な設定とかですね、最低制限価格の見直しをやりなさいと。それから工事については、資材不足等についてはそういうものも追加コストで見なさいというような形で、業者が仕事のしやすいようにと、そしてそれによって景気を早く上げるというような内容です。このごろ全国的に公共工事が不落に終わるというような形を受けて、この通知がおそらく出されたんだろうと思います。当市においても飯塚市立病院の中で、なかなか業者が集まらなかったと、これについて業者さんになぜ手を挙げなかったのかと聞きますと、サブコンが工事金額の検討をしたところ、この予定価格ではどうしても赤字になるというような噂を聞いたと。ＪＶを組んだとしたらですね、工事が終わったあとに赤字の補てん分を、例えば７：３でＪＶを組んだら、３割赤字分を補てんしろと言われたら大変だから手を挙げませんでしたというような話なんです。ということはですね、この予定価格に、私は若干問題点があるのではなかろうかと。設計価格というのは、ご存知だろうと思いますけど、直接工事費とか間接工事費とか一般管理費とかいうものを算出して、技術屋さんが設計価格を出すわけですね。その設計価格に基づいて契約課のほうで予定価格を算出する。この通知の中にもありますように、歩切りはするなというふうに書いてあるわけですね。あなた方に聞きますと、歩切りはしてませんということですから、それ以上は執行権の範囲なので聞きませんけどね、おそらく歩切りをやっているんだろうと思うんですよ。歩切りじゃなかったらほかの方法でですね、設計金額と予定金額の差があるんだろうと思うんですよ。いま８０何％ですというような落札率を言いましたけど、１０００万円の金額を、例えば９０％の予定額を出してですよ、それの何％が最低制限価格かわかりませんけど、もしも８５％で最低制限価格を出したらですね、７０何％にしかならないんですよ、最低制限価格は。だから設計金額に対しての最低制限価格というのは、落札率は２７件中２５件がくじ

引きだったということでしょう。ということは、実質７０何％ぐらいで落としているということですよ。業者さんはそれでも仕事がないから、手を挙げて最低制限価格で応募して、くじ引きでやってますけどね。そういう形の中で飯塚市の予定価格というのは出ているんです。私はそう思うんです。あなた方は歩切りはやってないと言うからですね。だけど業者さんは、本当に歩切りをやってないんだったら設計価格が妥当かどうか、どこかの業者に頼んで検証してもらってくださいというような話もあるわけですね。ということは、設計金額は表へ出ませんからね、予定価格だけしか出ませんからね。予定価格からの最低制限価格になっとるわけですから、恐らくそこのところが非常に厳しいんだろうと思いますけどね。いま全国的に不落に終わってますけど、どういう状況かご存知なら教えてください。

○契約課長

不落の状況につきましては、これまでありませんでしたような大型な公共工事、自治体の運営する病院など、多くのところで不落、入札の延期というような形になっている状況がございます。

○兼本委員

私はあなたたちがいつも予定価格を出すときに歩切りをやっとろうがと言ってますけど、ここに国が歩切りをやめなさいということを、歩切りによる予定価格の切り下げは行わないようにというような、適切な措置を講じなさいということを国が出しているわけですよ。ということは地方自治体では、国もそうだろうと思いますけど、おそらく歩切りはやってるんだろうという前提でこれが出ていると思うんです。じゃなかったらこんな通知出ませんよ。歩切りをやめなさいというようなことがですね。だから契約課が予定価格を出すときに、本当言うと予定価格は何％で出しているのか聞きたいんですけども、これはおそらく言わないと思いますから聞きませんけどね。でも、そういうふうな状態で予定価格を出して、予定価格に対して最低制限価格をつくっているわけですよ。ということは、もう原課が設計単価を出して、いろいろ積み上げた価格を出して、１０００万円で出したときに、極端に言うたら予定額を８５０で出して、またそれの最低制限価格を８５％にしたら７０何％しかならないんですね。だからこれはひとつ早急にですね、今こういうふうな数字も出ていることですから、見直していただいて、予定価格と最低制限価格をですね、見直していただきたいと。これは契約課だけの話ではなくして、こういうふうな業者選考の委員会の委員長とかいうのは副市長でしょうから、副市長どうですか、見直してやらんと業者が泣きますよ、本当に。どうですか、答弁してください。

○副市長

今ご指摘の件についての通知文というのは、私も拝見させていただきました。確かにいま公共工事だけじゃなくて、特に東北のほうの震災の復興工事も３分の１ぐらいは不落、不調になっておるということも承知しております。こういう通知があっておりますので、適正な価格あるいは設計金額についてはですね、内部で検討していきたいというふうに思っております。

○兼本委員

行財政改革というような大きな１つのもので、設計金額から予定価格を減らすことで、それが行財政改革の一環だというようなことのないようにですね、あくまでも地域の経済が発展しないことには、飯塚市は発展しませんからね。きょうの新聞を見ましたら、ニシオ工販さんが鯰田工業団地を１つ買ってくれたということで、新しい芽が見えるような気がしますけどね。しかしやっぱり公共工事というのは地域の業者さんたちが潤うような工事ですから、行財政改革でこの分をほかのところに回して、行財政改革、行財政改革ということのないようにですね、ひとつよろしくお願いしておきます。これはもう早急に取り組んでいただいて、落札率を見ていったら、工事金額から大体推測がつきますからね。見直していただきたいと思っておりますが、総務部長が契約課の責任者ですからね、今の副市長の発言は重いものですから、よく検討していただきたいと思います。

続けてですね、プロポーザルに基づく選考が近年何件かあっているわけですけど、このプロポーザルについてお尋ねしたいんですけど、委員長、このガイドラインと各プロポーザルのときの実施要領があるんですよ。これを見ていただかんと、私が言っても、なかなか各委員さんが分かりにくいと思います。資料要求したいと思いますので、ひとつお取り計らいをよろしくお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま兼本委員から要求のあっております資料は提出できますか。

○契約課長

ご要求のありました資料につきましては、担当課が複数にまたがりますので、契約課のほうで一括して提出させていただきたいと思います。資料につきましてはすべて提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま兼本委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

（　異議なし　）

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休　憩　１０：１６

再　開　１０：１８

委員会を再開いたします。

○兼本委員

今お手元にガイドラインと実施要領を資料としてお配りいただきましたが、まずこのガイドラインですけれど、これは相当前につくられたガイドラインです。この中の２ページにですね、参加資格とかいろんなものがあるわけですよね。当市がこのプロポーザル方式で、公募型で募集するわけですけど、契約課はどの程度このプロポーザルに携わっているのか、その点からお尋ねします。

○契約課長

それぞれの案件につきましては、競争入札で執行すべきか、プロポーザル方式で行うか等の事前協議を行い、助言等をしております。プロポーザル方式として決定いたしました後は、事業担当課のほうで事務を執行しております。

○兼本委員

そうしますと、この事業担当の原課でやるということですので、具体的に事業原課は小中一貫校、それから飯塚市立病院、それから庁舎ですね。プロポーザルはいまこの３つがある。病院も終わりましたし、それから庁舎も終わりました。いま幸袋のほうがプロポーザルをやっているわけです。総務委員会ですから他の課は来てませんので、これは副市長に聞くしかありませんから副市長に聞きますけど、このガイドラインに基づいて、参加資格があるかないかというようなことが、ここに具体的にいろいろ書いてあるわけですよね。これは原課でどのようにして調べているんでしょうか。例えば病院であれば、病院のほうの担当、それから学校であれば教育部、それから庁舎、庁舎の担当は来てますか。この原課が参加資格を調べるときには、どういうふうにして調べているの。契約課に指名停止があっているか、ないのかというのを聞いているのか、その指名停止もどの程度まで調べているのか、その点はどうやった。

○庁舎建設対策課長

まず、庁舎建設に係ります要領につきましては、先ほどお配りされておりますガイドラインを基本に、ガイドラインも最初につくられたものでございますので、先例市の状況を可能な限り収集しまして良い面をピックアップした、良い面という表現がどうかと思いますけども、見

習うべきところをピックアップした形で今回つくっております。そしてつくったうえで契約部署とは、こういう形で出すけれどもいいかということを確認させていただきまして、条件等につきましても契約部署と協議しながら要領を作成しております。

〇兼本委員

今プロポーザルでは業者を明らかにしてないわけですね。例えばＡ社、Ｂ社、Ｃ社、Ｄ社、Ｅ社と何社かあったと、これを応募型で申し込みに参加しますということで来たときに、その人が指名停止になっているかどうかということを、契約課に相談しているのか、それともあなたのところだけで、これは契約課にも教えられないから、自分のところでパソコンとかインターネットで調べながら、この業者は指名停止になっているかどうかということを調べるのか。どういうふうに調べてるの。現実に庁舎のときにやったでしょう。そのときにその業者さんたちに指名停止がかかっているか、かかってないかということは、どうやって調べた。契約課に聞くということは、契約課はプロポーザルの業者は誰と誰が来ているのかわかるということになるけど、その辺はどうですか。

〇庁舎建設対策課長

ちょっと記憶にははっきりしておりませんけども、まず指名停止の状況につきましては、庁内のＬＡＮで上がっております関係で、そこでチェックをさせていただいております。契約課に確認したかどうかというのは覚えてないんですけど、当方であがりました３者につきましては、最終的に公表できる段階になった段階で、契約課のほうに、うちの場合は３社でございましたけども、３者出てきてこういう結果になったけども契約上支障がないかどうかは、その段階で確認をしております。

〇兼本委員

ということは、プロポーザルで出た業者さんは契約課のほうに示して、この業者は大丈夫かということを確認しているということでいいわけ。そういうふうに受け止めていいかな。

〇庁舎建設対策課長

最終的に選考の段階で、選考委員会のほうで選考した結果を持って文書で照会しておりますので、その段階ではこういう結果になって、３者のうちこの１者が特定になるけれども、契約上問題がないかというところをその段階で文書で確認して押印をいただいております。

〇兼本委員

いろいろ言うとなかなか難しいところがあるので、これ以上聞きませんけどね。これに基づいてこのような実施要領というのをそれぞれ各原課が作って出してるわけよね。この実施要領も、これ見てもらうとわかるように、いろいろ実施要領が違うんです。例えば病院でいきますと、６ページに失格という要件があるわけです。２番目に、参加表明書を提出した者で参加表明書の提出日から契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合には失格しますよということを書いてある。小中一貫校のプロポーザルの実施要領、すでに終わっております新庁舎のプロポーザルの実施要領の中にはこういうものはない。だから原課でまちまちにこのプロポーザルの実施要領をつくるのはいかがなものかと思うわけ。実施要領というのは、プロポーザルというガイドラインというのは、この大きなガイドラインが１本あって、それに基づいて実施要領をつくるわけですから、実施要領は当然統一したものじゃなければおかしいと思うんです。それがみんなそれぞれ実施要領が三者三様で違ってくる。今後また実施要領ができたときには、また違ったものができると思うんですけど、まずはこの実施要領を統一するというお考えは、副市長どうですか、１つのガイドラインに基づいた実施要領の基本の分をつくって、そしてそれを各原課がその事業にあせてつくるとか、何かそのような形で、統一する実施要領をつくらないと、何で私がこの２番目のことを言っているかと言うと、いまから質問することに関連があるから言っているわけ。こういうふうにばらばらなんですよ。だからこれは最後に聞きますけど、プロポーザルのガイドラインは１つ、そして実施要領はみんな三者三

様、それぞれ細かいところは違うわけです。あなたたちは、私もこの細かいところまで見たこともなかったんですけど、今回質問するにあたって見たら、ぜんぜん違うということで、おそらく違うということに気がついた人はいないだろうと思います。だからこれはやっぱりまとめるべきだろうと思います。ということを１つ言っておきます。

そしてこの実施要領とかですね、ガイドラインに定めがない場合、想定外のことが発生した場合で、これは想定内ですからね、これは今から業者さんがうちのプロポーザルに入っているかどうか、私はわかりませんから、例えばの話でいきますけど、ことしの７月９日付けで佐賀県が株式会社山下設計というところに指名停止をかけているわけです。この指名停止の内容は、やはりプロポーザルによる小中一貫校のところに設計で申し込んでいて、そして自分のところは手を出していないけど、協力会社の建築屋さんを使ってですね、市の職員に働きかけて有利に計らったということで、７月９日付で指名停止になっています。もしもですね、ガイドラインにも参加資格として指名停止がかかっているところはだめですよということはありますけど、実施要領の中で、例えば１つだけあてはめるとすれば、この病院の「参加表明書を提出したもので参加表明書の提出日から契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合」これに該当して失格させるならですね、もしも山下設計がプロポーザルのほうに応募していれば失格になるかもわかりませんけど、今のところガイドラインもないし、この実施要項にもないわけです。だからないから、ないからよそで指名停止がかかっていても、そのままうちのプロポーザルの業者としていいのかどうかということについては、私は若干問題があろうかと思います。うちの指名停止要件の中でですね、不正または不誠実な行為ということについて指名停止を１カ月かけていいですよという指名停止の基準があります。この不正または不誠実な行為だということを指すのか、ちょっと示してください。

〇契約課長

本市の指名停止措置の基準に定めておりますように、不正または不誠実な行為とは、例えば代表者が犯罪の容疑によって公訴を提起されたり、また禁錮以上の刑もしくは民法の規定による罰金宣告をされた場合、それから工事の請負契約の相手方として不適当であると認められる場合につきましては、これが不正、不誠実な行為に該当するものだと考えております。不正、不誠実な行為となりますと、広範囲な判断が必要と思われますので、事案によりましては内部組織等に諮りまして、その行為が不正または不誠実な行為に該当するかどうかを結論づけていくことになるかと思います。

〇兼本委員

なかなかこの業者が入っているのかとお尋ねして、入ってますとか、入っていませんとかいう答弁を聞けばですね、わかりやすいわけですけど、なかなかこれは表明しませんということですので、これ以上言ってもですね、仮の業者の件ですから、どうのこうの言われないけどですね、しかし私はいま幸袋の小中一貫校、次代を担う子どもたちが学ぶ校舎、それをですね、他市でそういう行為をしながら優位に図ったというような業者は、私はそういう人たちはやっぱり飯塚市のそういう学校の設計には馴染まないだろうと思うんです。これは例えばプロポーザルですから、選定委員の方たちにこういう人ですよと言っても、あの人たちは技術がいいかどうかを調べるわけであって、それが不誠実な行為で悪いなら、行政のほうで指名停止とか失格させればいいじゃないですかと言われたら、それで終わりなんです。だからやっぱり行政の力というのは、ここでひとつ考えらないかんのは大事なことやろうと思うんですよ。だからまずこの実施要領というものを、よその実施要領では、例えば参加表明から契約の間に他の自治体で指名停止になったときには失格になりますよというようなやつもあるんですよ。だからそういうふうなですね、先ほど庁舎建設も良いものをと言ってたけど、彼が調べるよりもまだ良いものがたくさんあるわけですよ。だから良いものをまとめて実施要領をつくるとか、そういうことをやらないと今のような問題が出てくる。これは今のところうちは何者入っているのか、

どうなっているのかわかりませんけど、いずれにしても終わってもＡ、Ｂ、Ｃで評価を出すから、だからそれが入っているかどうかわかりませんけど、入っている業者さんがわかれば、聞けば、多分入っているかどうかぐらいはわかると思います。だけどそういうふうな、同じようなプロポーザルで、佐賀県で不誠実な行為で指名停止をかけられた。それがまさに想定外で、飯塚市のプロポーザルで参加表明をしているというようなことは、このガイドラインをつくったときにはそんなことは考えてなかったと思いますから、ガイドラインはこれでいいと言った議会としても、そこまで調べらないかんかったなということで反省はしてますけど、副市長、いろいろ言っても、いま言うように仮の話ですから言いませんけど、この実施要領の統一と、それから今の業者さんが入っているか入ってないかわかりませんけれども、どういうふうにするかということについて、ひとつ見解をお示しください。

○副市長

　まず、うちのプロポーザルのガイドライン、これにつきましては大きな原則で言えば、基本的には統一したものが、当然原則的には必要であろうというふうに思っております。バラバラではいけない。その内容によっては多少ですね、細かいところの違いはあっても、それはそれでいいだろうと。ただ申し込みの期間がどうだとか、今おっしゃる欠格条項と言いますか、その失格条項あたりについては、うちのほうも国交省のガイドラインに沿ってつくったものでありますが、完璧でない点があればその辺はもう少し中身を見直したり、あるいは今回のいろんな状況に対応できるようなですね、指名停止の基準の見直し等々も含めてですね、検討しなければならないと思いますが、今すぐその事案に対してどうだこうだということは、なかなか難しい面もありますし、また指名停止だけで申しますと、大きなニュースになったり、例えば反社会的なところにつき合いがあったとかいう場合はすぐわかりますけども、ある小さなところだけが指名停止したとか、いろんな問題がありますので、これを縷々内部で再検討して、見直すところは見直していきたいというふうに思っております。

○兼本委員

　指名停止の要件がどういうものか、ここでちょっと読み上げますけど、佐賀県杵島郡大町町発注の大町町小中一貫校校舎改築工事に伴う設計業務委託（簡易公募型プロポーザル方式）に係る贈収賄事件において、株式会社山下設計九州支社次長（当時）等が、同社が当該設計業務を受注できるよう同社の営業活動を委託していた建設会社の元役員を介し又は次長（当時）等自らが、設計業者の選定に当たり次のとおり不正に関与していたことが、同事件の第１回公判における検察官の冒頭陳述で明らかとなった。①同社九州支社（次長）当時は、建設会社の元役員を介し、発注者である大町町の元職員から「第１次審査の評価基準案」等の内部文書を受け取り、同社に有利となる修正案を建設会社の元役員を介して元町職員に提出し、最終的に同社に有利となるよう評価基準が変更されたこと。②次長（当時）等は、第２次審査の技術提案書の素案を元町職員に見せ、強調すべきキーワード等の助言を得たこと。③次長（当時）等は、第２次審査の技術提案書に沿った評価項目案を作成し、次長（当時）自ら又は建設会社の元役員を介し元町職員に渡し、同案に基づいて評価項目の最終版が作成され正式に採用されたこと。④次長（当時）は、ヒアリング審査において元町職員が質問する予定の事項について、元町職員から事前に教示を受けたこと。というような内容の事案で、これは佐賀県もよく指名停止したなということは、この第１回の公判で検事が言ったことを受けて指名停止にしたわけですから、相当な確信があったんだろうと思うんです。という事案です。だからうちのほうでもそういうことが、もしもそういう人が入っていたら、こういうことが二度とないように、建設会社を通じてとか何とかありますから、うちの職員さんはそういうことはしないと思いますけど、そういうことのないように、そしてできればこういうふうな業者さんに、今から次代を担う全小中一貫校の、飯塚市を背負う生徒が入る校舎を設計させるというようなことはしてほしくないと私は思っておりますので、そういうことを付け加えて質問を終わります。

○委員長
　ほかに質疑はありませんか。
　（　な　し　）
　お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
　（　異議なし　）
　ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。
　お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、４件について、報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。
　（　異議なし　）
　ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。
　「飯塚市中心市街地活性化の取り組み状況について」報告を求めます。
○中心市街地活性化推進課長
　お手元の配付資料に基づき、これまでの経過及び今後のスケジュール（案）について、主なものを説明いたします。
　７月１日から飯塚本町東地区優良建築物等整備事業者、分譲マンション供給事業者でございますけれども、公募を行いました。関連としまして、表の中段、７月２２日にはこの公募を締切り、その結果、分譲マンションの供給、販売実績を有する民間事業者２社から参加申し込みがあっております。
　７月２９日の第２回飯塚本町東地区優良建築物等整備事業者評価委員会にて、参加申込者に対する一次審査、資力、信用力等の評価を行っております。
　その他、飯塚本町東土地区画整理事業につきましては、７月１８日に第１５回となる勉強会の開催、７月２５日には飯塚本町東土地区画整理審議会の開催などを執り行っております。
　次に吉原町１番地区市街地再開発事業につきましては、７月１９日から８月１日にかけ、権利変換計画の縦覧が実施されています。この縦覧に対し土地建物の権利を有する組合員や参加組合員から意見書の提出はありませんでしたので、８月２日の再開発組合臨時総会において権利変換計画が承認されております。
　７月２６日には飯塚市中心市街地活性化協議会を開催しております。この協議会では、飯塚市中心市街地活性化基本計画における主要な事業の進捗報告及び平成２４年度の事業、決算報告、平成２５年度事業計画、予算案並びに中活基本計画の変更予定（案）の承認を受けております。
　続いて２ページをお願いします。今後のスケジュールについて、８月７日には第１回飯塚本町東土地区画整理事業評価員会にて、換地計画に係る土地の評価等を審議いたします。
　８月中旬からは、吉原町１番地区市街地再開発事業に伴う仮設バス停の設置工事に着手され、９月中旬には仮設バス停での運行が開始となり、９月の下旬からいよいよバスセンターを含む事業区域内の解体工事が開始される予定となっております。
　ダイマル跡地事業地区につきましては、昭和通りからの工事車両進入口の確保について、飯塚信用金庫、福岡銀行両行の駐車場を利用するため協議を行っております。この協議が整い次第、解体工事に入ることになりますが、両金融機関の駐車場台数減少への対応として、まちづくり飯塚は中茶屋駐車場を、市は東町及び本町駐車場を代替駐車場として提供することにしております。
　最後になりますが、先の総務委員会で提出しておりました資料に基づき、小幡委員より質問があっておりました、ダイマル跡地事業地区コミュニティビル整備事業の実施主体であります株式会社まちづくり飯塚の出資者名の公表について、再度まちづくり会社飯塚に確認いたしましたところ、「出資者名を非公開とすることを条件に出資がなされていることから、非公開情

報としている。」との回答を受けております。
　以上、簡単ではございますが、報告を終わります。
〇委員長
　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。
　（　質疑なし　）
　整備を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。
　次に、「飯塚市自治基本条例策定委員会の経過について」報告を求めます。
〇総合政策課長
　飯塚市自治基本条例策定委員会の設置に関しましては、平成２４年１２月１８日に開催されました総務委員会におきまして、委員会の構成等について報告しましたが、このたびはその経過について報告いたします。
　本策定委員会につきましては、第１回委員会を平成２４年１０月２５日に開催し、その後、毎月１回、委員会が開催されるなかで、本年３月までの間、かかる条例を制定している他の自治体の状況や本市の主要施策、概況についての学習、今後のまちづくりのあり方についての意見交換などを含めて計６回の会議を行いました。
　４月からは、条文案の検討の順番を定めながら「第一次飯塚市総合計画」を基本として、本市が抱える課題や問題点などをどのように解決するかという視点で、「市民の権利」「市民の責務」「まちづくり協議会」など具体的な条文案の策定検討が行われています。
　７月からは、毎月２回、委員会を開催し、今後も引き続き、定期的に条文案の策定検討を行っていただくことにしています。
　その後の見通しといたしましては、１２月には市長への答申を踏まえ、素案としてとりまとめ、広く市民の皆さんのご意見を聞きながら、３月議会への条例案提出を考えております。
　以上、簡単でございますが、経過についてご報告を終わらせていただきます。
〇委員長
　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。
〇兼本委員
　条例策定についていろいろ検討していただいているのはありがたいことですが、１２月に市長に提出し、3月に議会が上げるということですけど、それまでは我々議員には、どういうふうなことをやったとかいうようなことについては何もなしでやるんですか。3月に例えば議会に上げたとして、初めてその素案を見て、これはこうが良かったなとかなったときには、その都度変更していくつもりなのか、それともいま例えばいろんなところでやってるものについて、おそらく他市に基づいてやってるわけですからね。一番これがいいだろうという形でやられると思いますけど、しかし言うように、飯塚市は飯塚市の考えもあります。議会の考え方もあります。あなたたちが勉強会でやってもらって、その委員さんたちが素案をつくって市長に提出し、市長に提示したやつを3月の議会に上げて、我々にどうするかということを諮ると。それまでの間は、我々には何もなしでやろうとしているのか、その点どうですか。
〇総合政策課長
　経過のご報告で申しましたとおり、いま策定の検討委員会に諮問をいたしまして、その中で具体的な検討をいただいておりますが、委員ご指摘のとおり、議会のほうのご意見もいただきながら、今後その検討をさらに深めていきたいというように考えております。今後、議会のほうにもお願いをいたしながらそういった自治基本条例に関するご意見をいただく場、あるいは懇談と言いますか、ご意見を賜る場をお願いしながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。
〇兼本委員
　自治基本条例ですから総務委員会の所管になろうかと思いますけどね、事前の話し合いとし

ては同じ委員会で素案を検討し、同じ委員会で３月に出たやつを検討するというのは、なかなかこれは一旦決めたやつをまたあれとかこれとかなりますからね。例えばですけど、議長のほうにお諮りしていただいて、議運のほうでこういうことを、素案については検討する。そして３月は総務委員会でというような形になろうかと思います。特に議会の役割とか議会の責務とかいうようなことについては、議会の意見を聞かないでいろいろやられたとしても、まるきり反対のことをやられた大ごとになりますからね。だからどういうふうに検討するかということは、８月からずっと情報公開とか今まで検討してきていますけどね、一応たたき台というのはあろうかと思いますから、そこのところはどこで検討するのか。議運でするのか総務委員会でするのかわかりませんけどね、幅広く聞くならば議運のほうが各会派から１人出ますから、その人たちに持ち帰って聞いてもらうと一番わかりやすいではなかろうかと思うわけですけど、そこのところはよく相談していただいてやっていただかないかんと思いますけど、検討委員会だけで審議して我々が審議した素案だからいろいろ言うなよという話じゃないんですよ。必ず議会の意見も聞きながら、より良いものをつくらないといけない。今ずっとつくって、大体できあがってますから、だいたい完璧に近いような条例はできていると思いますけど、飯塚市は飯塚のやり方があるということをつけ加えて、そこのところはまだ検討してもらわないといけないと思いますので、検討しながらやってください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「平成２５年度職員採用試験について」報告を求めます。

○人事課長

平成２５年度職員採用試験につきましては、本年１０月２０日、日曜日に近畿大学産業理工学部において実施することとし、去る７月２６日、金曜日に公告するとともに、本市ホームページにも掲載をいたしましたので、その概要につきましてご報告いたします。

なお、公告の内容につきましては、既に配付の市報８月号にも掲載しております。また９月号におきましても、再度受付案内等掲載の予定でございます。

本年度の職員採用予定人数につきましては、現在、取り組んでおります行財政改革「第一次改定版」の最終年度、平成２６年度当初の目標職員数８７９人を基本といたしまして、本年度の定年退職者２７人、また、本年度実施いたしました退職勧奨によります退職予定者２５人、及び自己都合等による退職見込み者数等を勘案いたしまして、職種ごとの職員数を算定し、先の試験委員会において決定されたものでございます。

試験区分及び採用予定数につきましては、行政事務上級が１７名、初級が５名、計２２名で、そのうち２名を障がい者枠として設定しております。

技術職では、本年度新たな試験区分としまして、土木職のうち３名以内の「民間企業等職務経験者」枠を設け、上級職２名とあわせまして、５名以内としております。また建築職の１名以内とあわせまして、合計で６名以内としております。

また、保育士を８名以内、保健師を２名以内といたしまして、全試験区分を合わせますと、３８名以内の採用予定数となります。なお、昨年度は２３名以内、一昨年は１８名以内で採用試験を実施しております。

今後のスケジュールといたしましては、８月１２日、月曜日から募集案内を本庁人事課や各支所において配付いたしますとともに、同日より本市ホームページからもダウンロードが可能となります。申込期間は9月２日から9月１８日までとなっております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（　質疑なし　）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第二次行財政改革大綱の策定並びに第二次行財政改革前期実施計画（案）について」報告を求めます。

○行財政改革推進課長

「第二次行財政改革大綱並びに第二次行財政改革前期実施計画（案）について」報告いたします。

はじめに、大綱の策定について報告いたします。事前に配付させていただいておりました「第二次行財政改革大綱」をお願いいたします。

５月の各常任委員会におきまして素案について報告し、ご意見をいただいておりました大綱につきましては、６月２８日に附属機関であります行財政改革推進委員会より答申書が提出され、これを受け、７月１８日の行財政改革推進本部会議において議会意見をはじめ、市民意見を踏まえた中で検討を行い、市の第二次行財政改革大綱として決定をいたしましたのでご報告いたします。

素案からの主な変更点は、今回の行財政改革の必要性が分かりにくいとの意見が議会、市民意見でありましたので、９ページから１０ページに新たな行財政改革の必要性について追加しています。

内容としましては、人口減少による税収の減少、合併特例措置でございました地方交付税算定替えの終了など、市の財源が減少する一方で、医療費等の社会保障費は増加し、このままでは、財政収支は赤字になるとともに、投資的な経費、時代に応じた市民サービスに使える費用も減少してくることが予想されることから、引き続き行財政改革を進める必要があるとしております。大綱の説明は以上でございます。

続きまして、大綱に基づく、第二次行財政改革前期実施計画（案）について説明いたします。配付しております「前期実施計画（案）」をご覧ください。

この前期実施計画（案）につきましては、各課並びに職員からの提案や平成２２年から取り組んでおります事務事業評価による事務改善策などについて、所管部署と協議・調整を行い作成しております。

１ページをお願いします。「１　策定の趣旨」では、大綱に掲げる目標達成のために４つの基本方針を推進項目として取り組むこととしております。

「２　実施期間」では、平成２６年度からの前期５年間とする旨を記載しております。

「３　目標」では大綱に掲げる３つの目標を達成するため、実施計画の行財政効果額を３０億円以上とする旨を記載しています。

「４　推進体制と進行管理」では、本実施計画は市長を本部長とする行財政改革推進本部を中心として全庁で推進し、実施状況等については広く公表する旨を記載しています。

２ページをお願いします。「５　実施計画」として（１）推進項目の一覧を記載しております。先ほど説明いたしました４つの推進項目を大分類として、それぞれに２つから６つの中分類を設けております。さらにそれぞれの中分類に合わせて５９の実施項目を設けて前期実施計画（案）としております。

表の右側に計画年度別の効果額を集計しております。期間中の財政効果額を合計で３０億１４００万円と見込んでおります。なお、効果額が０となっている部分につきましては、行政改革として財政効果が現れないものや、その算出が難しいものなどであります。

３ページをお願いします。３ページ以降が（２）具体的な推進項目の一覧となっております。

ページの構成としましては、中分類ごとに、その目的・課題とそれに対する実施項目を記

載しております。また、今回の大綱にありますように、実施計画を具体的かつ計画的に進めるために、ＰＤＣＡサイクルに基づいた進行管理を行うため、各中分類の年度ごとの評価、進捗状況、効果目標額を示して実施計画の評価を行っていくこととしております。

実施項目ごとの表記につきましては実施項目に関する所管課、実施項目、実施内容、５年間の計画期間における年度ごとの実施スケジュールを記載しております。実施スケジュールにつきましては「検討」、「検討・実施」、「実施」という表現を用いておりますが、「検討・実施」につきましては、今までの実施計画と同じ意味で、検討を行いながら、年度途中を含めて実施可能な時期から実施していくものです。また、「検討」につきましては、行革推進委員会においてもご意見をいただき、その期間を３年以内とし、実施に至らない場合は、その検討の結果について明らかにしていくこととしております。

次に、当総務委員会の所管及び共通の実施項目について説明いたします。

実施項目のカッコ書きで【継続】と記載されておりますものは、今年度までを実施期間としています「行財政改革実施計画（第１次改定版）」から引き続き、実施項目としているものでございます。

３ページの「人権が大切にされ、市民等協働によるまちづくりの推進」について説明します。№１、「まちづくり協議会」の活動支援として財源、人的支援について検討を行うものです。

４ページをお願いします。「②情報の共有化の推進」について説明します。

№１は、情報の共有化を推進するため行政情報の公開や公表を積極的に進めるものです。№２は、システムの見直しに併せて、スマートフォンへの対応をも考慮した見直しを行うものです。

５ページをお願いします。「③市民参加型の行政運営の推進」について説明します。№１は、市民意見を反映させる仕組みについて検討を行うものです。№２は、市民団体、ＮＰＯ法人等団体情報の収集と行政運営に参加できる仕組みを検討するものです。№３は、継続項目であり、今後とも実施していくものです。№４は、今後の施策の方向性を検討する調査として、総合計画の見直しに併せて実施を行うものです。

６ページをお願いします。ここから「Ⅱ効果的で効率的な行政運営の推進」となります。最初に「①市民サービスの向上及び効率化の推進」について説明します。№１は、新庁舎建設に併せて検討を行うものです。№３は、テレビ電話等を利用した相談業務の実施検討を行うものです。

７ページをお願いします。「②行政評価制度の活用推進」については、現在実施しています行政評価について新たな取り組みも含め見直しを行うものです。

８ページをお願いします。「③民間委託等の推進」について説明します。№４は、定型化している業務、専門性が必要な業務について委託の検討するものです。№５は、平成２３年作成した指針に基づき、民間委託の検討を行っていくものです。

９ページをお願いします。「④公共施設の効率的な運営管理と統合整理の推進」について説明します。№４は、新庁舎整備後に併せて導入を進めていくものです。№５は、平成２８年度までの計画であり、引き続き取り組んでいくものです。

１０ページをお願いします。№６は、利用実態踏まえて効率的な運営を検討していくものです。

１１ページをお願いします。「⑤ＩＣＴ技術を活用した行政運営の推進」について説明します。№１は、多様な利用が望まれることタブレット端末の活用を図るものです。№２は、電算システムの共同利用及び業務の標準化も併せて行うことで、割勘効果による経費削減を図るものです。№３は、ＩＣＴ技術を利用した効率的な行政運営を進めていくものです。

１２ページをお願いします。「⑥事務事業の効果的、効率的な見直し」について説明しま

す。№２は、嘉麻市、桂川町と協議を行い、事務の効率化や行政事務の広域共同化を推進するものです。№３は、特定規模電気事業者と一括契約することで、電気料金の削減を図るものです。№４は、市が負担している経費を点検し、団体が負担すべき経費については、応分の負担を求めていくものです。

１３ページをお願いします。№６は、全事務事業の見直しを行い、事務事業の改善改革を図るものです。

１４ページをお願いします。ここからは、「Ⅲ持続可能で健全な財政基盤の確立」となります。「①歳入確保への取り組み」について説明します。№１は、「マルチペイメントネットワーク」活用し、口座振替の手続きの簡略化、またＡＴＭでの支払いが可能となるもので、市民の利便性、収納率の向上を図るものです。№２は、利用者の利便性向上を図るため推進していくものです。№３は、法的な措置を含め、市全体で債権管理の徹底と、現年度を中心にした未収金の減少を図ることで、収納率の向上を図るものです。№４は、償却資産の未申告者対策を行うことで、適切な賦課を行うものです。

１５ページをお願いします。№６は、新たな広告媒体を検討し、歳入確保を図るものです。№７は、積極的な売却を行うこと歳入確保を図るものです。

１６ページをお願いします。「②歳出の適正化に関する取り組み」について説明します。№１は、補助金の透明性を図るため、第三者審査機関で審査を行い、適正化を図るものです。

１７ページをお願いします。「③給与制度の適切な運用」について説明します。№１は、支給の妥当性等の検討を行い、廃止を含め検討するものです。№２は、国家公務員の給与改定に準じた取り組み、管理職手当の定額化検討、時間外勤務の適正化などを図るものです。№３は、県内自治体における報酬額を参考にしながら改定の是非について検討を行うものです。

１９ページをお願いします。「⑤外郭団体等（地方公社、一部事務組合、第３セクター等）の経営健全化」について説明します。№１は、経営改革プランの策定を行っていない団体については、策定の協議を継続して行うものです。

２０ページをお願いします。ここからは、「Ⅳ時代に対応できる組織改革と人材育成の推進」になります。最初に「①時代に対応した効果的で効率的な組織・機構改革」について説明します。№２は、市の財政状況を考慮したうえで、知識及び経験豊富な再任用職員を効果的に配置していくものです。№３は、社会環境の変化や地域間競争などの時代の要請に対応した効果的・効率的な組織運営を図るものです。№４は、職員の新陳代謝を促進することを目的に引き続き実施していくものです。

２１ページをお願いします。「②職員の意識改革と資質向上」について説明します。№１は、再任用や嘱託職員等に対し研修を行うことで、人権意識や市民サービスの向上を図るものです。№２は、職員の資質向上と組織的な人材育成を推進していくため研修体系を再構築するものです。№３は、職員の意識改善を図るとともに、人材育成と組織の活性化に向けた運用を検討していくものです。

以上が、総務委員会の所管又は各委員会に共通する実施項目でございます。

今後のスケジュールとしましては、議会の意見、行財政改革推進委員会の意見提言を参考にさせていただきながら９月に策定を行う予定としております。

以上で、第二次行財政改革大綱の策定並びに第二次行財政改革前期実施計画（案）についての説明を終わります。

〇委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。なお、実施計画（案）の実施項目に対する質疑につきましては、当委員会の所管に関する部分でお願いいたします。質疑はありませんか。

〇兼本委員

内容については質問しませんけどね、１５ページの未利用地資産の積極的な処分というところでですね、いま新聞等でソフトバンクが２軍と３軍の施設をつくりたいと、４から６ヘクタールの土地いうことで、２０年間賃貸で貸すということですけども、新聞を見ますと大牟田と荒尾がですね、荒尾の競馬場を利用してということで手を挙げて、よそもおそらく出していると思います。うちはオートレースでソフトバンクとの縁がありますので、ぜひ乗り遅れないようにですね、通るか通らんかは別問題ですよ。だけどやっぱり指をくわえて見ているだけじゃ能がありませんから、行財政改革でこういうペーパーでつくるのもいいけど、そういうものを早く積極的にやって、これは市長の決断だろうと思いますので、市長そこのところを早く手を挙げて、できるかできんかこれは相手のあることですからわかりませんけど、しかし大牟田や荒尾に比べたら、うちのほうが賃料も安く貸せるのではなかろうかと思いますので、ソフトバンクもなかなかこれには厳しいようですし、ひとつよろしくお願いいたします。

〇委員長

ほかに質疑はありませんか。

〇小幡委員

いま説明を受けましたけど、５年間で３０億円の効果ということですが、各年度における効果目標の達成評価はやられるんでしょう。それが示されるのは、仮に平成２６年度の評価等は、我々にはいつの段階で示されるようなパターンになっていくんですか。

〇行財政改革推進課長

平成２６年度の目標に対しての、実績の公表につきましては、翌年度の２７年度の決算委員会の中で資料をつけて報告させていただきます。

〇委員長

ほかに質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。